



合衆国連邦政府 立法府 所属機関
 アメリカ合衆国
 コピーライトオフィス
 (米国著作権局)



米国著作権局外観 (2011年撮影)

米国著作権登録申請 書類作成・申請サービスのご案内

民間企業初! 「米国著作権局」訪問!

Mark Sht
 US Copyright Office

2011年10月に、「米国著作権局」を民間で初めて訪問。
 主席弁護士マリアストロング氏と、
 2時間に及ぶ対談を行いました。

徹底した現地主義完全サポートが
 当団体の誇りです!

Certificate of Registration

This Certificate issued under the seal of the Copyright Office in accordance with title 17, United States Code, attests that registration has been made for the work identified below. The information on this certificate has been made a part of the Copyright Office records.

Marybeth Peters
 Register of Copyrights, United States of America

Registration Number:
 TX 6-886-910

Effective date of registration:
 September 28, 2007

Title _____
 Title of Work: Intellectual Property (Copyright) Registration Application Reference Manual

Completion/Publication _____
 Year of Completion: 2007
 Date of 1st Publication: June 20, 2007

Author _____
 Author: Mutsuki Inoue
 Author Created: original Japanese text

Work made for hire: Yes
 Citizen of: Japan Domiciled in: Japan
 Year Born: 1965
 Anonymous: No Pseudonymous: No

Copyright claimant _____
 Copyright Claimant: Mutsuki Inoue
 c/o Intellectual Property Association, Inc., Ichibangai Bldg., 3F, Hyakunin-cho, Shinjuku-ku Tokyo 1-10-7, 169-0073, Japan

Limitation of copyright claim _____
 Previously registered: No

Certification _____
 Name: Mutsuki Inoue
 Date: August 25, 2007

Correspondence: Yes

Page 1 of 1



『日米友好業務提携調印式』の様子
 2007年7月7日「新宿京王プラザホテル」にて
 日米ランゲージサービス & 日米コピーライトシステム
 デイビット・ロザスコ 代表 井上 睦己



米国著作権局 エントランス

《当団体の「コピーライト申請システム」の登録証明証》

日米コピーライトシステム
<https://nichibei-copy.jimdofree.com>

《世界に及ぶ著作権 日米制度の違い》

日本でも、1985年より、あらゆる商品の心臓部であるプログラムが著作権で守られるようになり、文化と産業保護のために存在するのが「著作権法」です。その効力は世界に及び、権利期間も死後70年（法人の場合は公表後70年）と長いのが特徴。特にアメリカでは、個人は死後70年さらに法人の場合は公表後95年と長く保護されます。関連条約には、ベルヌ条約や万国著作権条約がありますが、最近では、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）により、さらに著作権の強化が図られています。米国は方式主義（登録主義）、日本は無方式主義（自然発生）の立場をとっています。

米国著作権局へ登録申請する5大メリット

① 証拠の充実

著作権の立証をするための証拠を充実させ、有事の際の権利主張が有利になる効果があります！また、企業との契約も有利になります。著作権侵害に関する事件の増加が見込まれる今後、アメリカへの申請のニーズはさらに高まることが期待されます。

② 法的有効性

米国著作権局への登録によって発行された著作権登録証明書は、日本国内での裁判においても、著作権の立証に必要な創作事実の立証について、強い証明力が認められています（参考事例：東京高裁・平成9年8月15日判決「ジョイサウンド仮処分事件」）。

③ 強い抑止力

著作権の存在を主張する、©表記（Copyright表記）をするにあたっての、明確な根拠を確保することができます。

この©表記及び登録番号と登録日が、具体的な創作日時を立証してくれるため、著作物を侵害する者に対してより強い抑止力を持つようになります。

④ 登録証

米国著作権局で登録がされると「登録証明書」が発行されます。この登録証明書は、合衆国政府所属機関が発行する「公的発行物」である為、有事の際はこの登録証明書をもって、著作権の主張ができるようになります。

⑤ まだあるメリット

- ・著作物の発行後5年以内に著作権登録をしている限り、著作権が侵害された場合、著作権の有効性及び著作権保有について法律上の推定を受けられます（合衆国著作権法410条）。
- ・また米国では、著作権登録をしておけば、著作権登録後に起こった著作権侵害については、著作権者に法定賠償請求権と弁護士費用賠償請求権が与えられる効力があります（合衆国著作権法412条）。
- ・今後、日本がTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）により、世界規模の著作権訴訟に巻き込まれる危険もありますが、登録により訴訟回避につながるメリットも生まれます。

創作活動・商品開発の流れで生まれる様々な著作物たち

ビジネスプランやプログラム、商品の開発から商品販売促進（SP）までに生まれるあらゆる著作物が著作権で保護される対象物となります。これらすべてが著作権登録の対象となります。

- 開発** … アイデア原案、試作品等の写真記録、ネーミング案、ラフスケッチ
↓
完成 … 取扱説明書、パッケージデザイン、商品パッケージ、ラベル類
↓
販促 … カタログ、Webデザイン、パンフレット、ポスター、SP関連等

～ たくさんの企業・発明家の方々にもご利用いただいております ～

登録申請数 業界NO.1の実績

当団体を経由した「米国著作権登録申請」は、おかげさまで全ての作品において登録をいただいております。これは、日本国内では唯一の実績と言えます。今後も全ての作品に登録をいただけるよう努力して参ります。

A Tコミュニケーションズ様



商品カタログ、パンフレット
企画中のビジネスプラン等

長谷川 千明 様



オリジナル指圧器具
図面一式、取扱説明書

当団体が行う「米国著作権登録申請」の特徴とは!?

①参考翻訳を作成いたします！（登録率100%の実績）

日本語による著作物をそのまま利用する場合（英訳した状態で配布する予定がない場合）、登録を希望する著作物の翻訳は基本的に不要です。

しかし当団体では、米国著作権局での登録審査に際し、審査官に内容を十分理解・判断していただき、確実に迅速な登録証明書の発行を受けられることができるように、日本語で表記された著作物とは別に、翻訳文を参考資料として添付して、登録申請をいたします。

翻訳担当するのは、長年某IT関連メーカーで国際特許出願用の特許翻訳を担当してこられた『日米ランゲージサービスLLC』の専門スタッフ。単なる意識とは違うネイティブによる、技術用語に特化した翻訳技術により、審査官により理解していただけるように努力をしています。



②米国著作権局審査官とのTEL・メール問い合わせルートを確認しています！

書類上のわずかな問題で、登録が保留になってしまうケースが多々あります。

この場合、問題点を米国著作権局の審査官に直接問い合わせ確認し、速やかに訂正等の対処をすることで、迅速・かつ確実に登録されるようにフォローいたします。

当団体がこれまで代行した登録案件でも、審査官に登録が遅延している理由を確認し、登録事項を訂正・修正することで、無事登録になったケースが多々ございます。

この問い合わせができない場合、登録が遅れたり、登録ができなくなる場合も考えられます。

《登録申請された創作物について》

登録申請された創作物が、登録の条件を満たした場合、審査官の判断により登録がなされます。登録後は、発行される登録証明書を根拠に、申請された創作物に発生している「著作権の主張」ができるようになります。

また、当団体を取り扱った創作物は、翻訳原稿を活かし、諸外国へ創作物の売り込みを行うサービス（ワールドマーケット）も、希望に応じてご利用いただけます。よりワールドワイドな著作物の運用もサポートいたします。

《著作権を主張する方法》

通常、著作権が発生していることを主張する場合、© マーク（マルシーマーク：著作権を意味する「COPY RIGHT（コピーライト）」の頭文字Cを、丸で囲った記号です）、創作年、創作者名を創作物に表記する方法が一般的には用いられています。

米国著作権登録をおこない、創作事実の証拠を明らかにした上で、この表記をすることにより、自己の著作権を対外的に強く主張することができるため、無断複製や模倣等の違法行為を牽制する抑止効果があります。

例：日本太郎さん（権利者）が、2021年に創作した作品についての著作権を主張する場合

※表記例

© 2021 TARO NIPPON
(TX 000-000-000)

【菓子のパッケージに表記されたアメリカのコピーライト表記実例】



※米国著作権局から付与される登録番号（TX又はVAから始まる番号）を併記しても良いでしょう。

◎当団体の「コピーライト申請パンフレット」も、米国著作権局に登録されております。

（表紙「登録証明証」参照）

《申請できる著作物の種類と料金》

1. 申請できる著作物

①言語著作物（言語を中心とした著作物）例

小説、論文、楽曲（歌詞・譜面）、企画書（コンセプト）、取扱説明書、カタログ（パンフレット）、パッケージデザイン、Webデザイン、グラフィックデザイン、ビジネスモデル、プログラム、ゲーム、秘密ノウハウ（システム）、ラボ（研究・実施）ノート、記念日、契約書、報告書、計画書（プランニング）、宣言書、遺言書（ラストメッセージ）、小冊子等

②視覚著作物（言語表現以外の著作物）例

図面、絵画、写真、設計図（金型）、イラスト、キャラクター、フローチャート、ロゴマーク等
 ※上記以外、人間の知的所産（著作物）である全ての表現物が含まれます。

2. 米国著作権申請から、審査結果の返送までにかかる期間

申請より6～12ヶ月程度

※国際情勢または申請する著作物によって、翻訳や米国内での審査に要する期間は前後します。

3. お客様に最初にしていただくこと（申請をお安くするコツ）

まずは、無料見積をご依頼ください。（大体の費用は下記「料金」にて概算できます）

申請予定の「創作物」をデータ（Word・Excel等）として事務局までメールでお送りください。

創作物はできるだけ簡潔にまとめてください。（翻訳料が安くなります）

※紙面での見積は「有料」（データ化料）となります。

4. 料 金（会員） 一般：別途料金

60,000円（基本申請料・申請より12ヶ月間の中間諸連絡料等 含）

※別途、創作物の「翻訳料」また、非データ創作物の場合「データ化料」が必要です。

※手続き上申請から結審まで12か月を超える場合、諸連絡料が別途必要となる場合があります。

※翻訳料は創作物の一文字（約30円）また、紙面創作物のデータ化料は一文字（約20円）です。また、図面等がある場合は、別途レイアウト料（3,000円～）が必要となります。

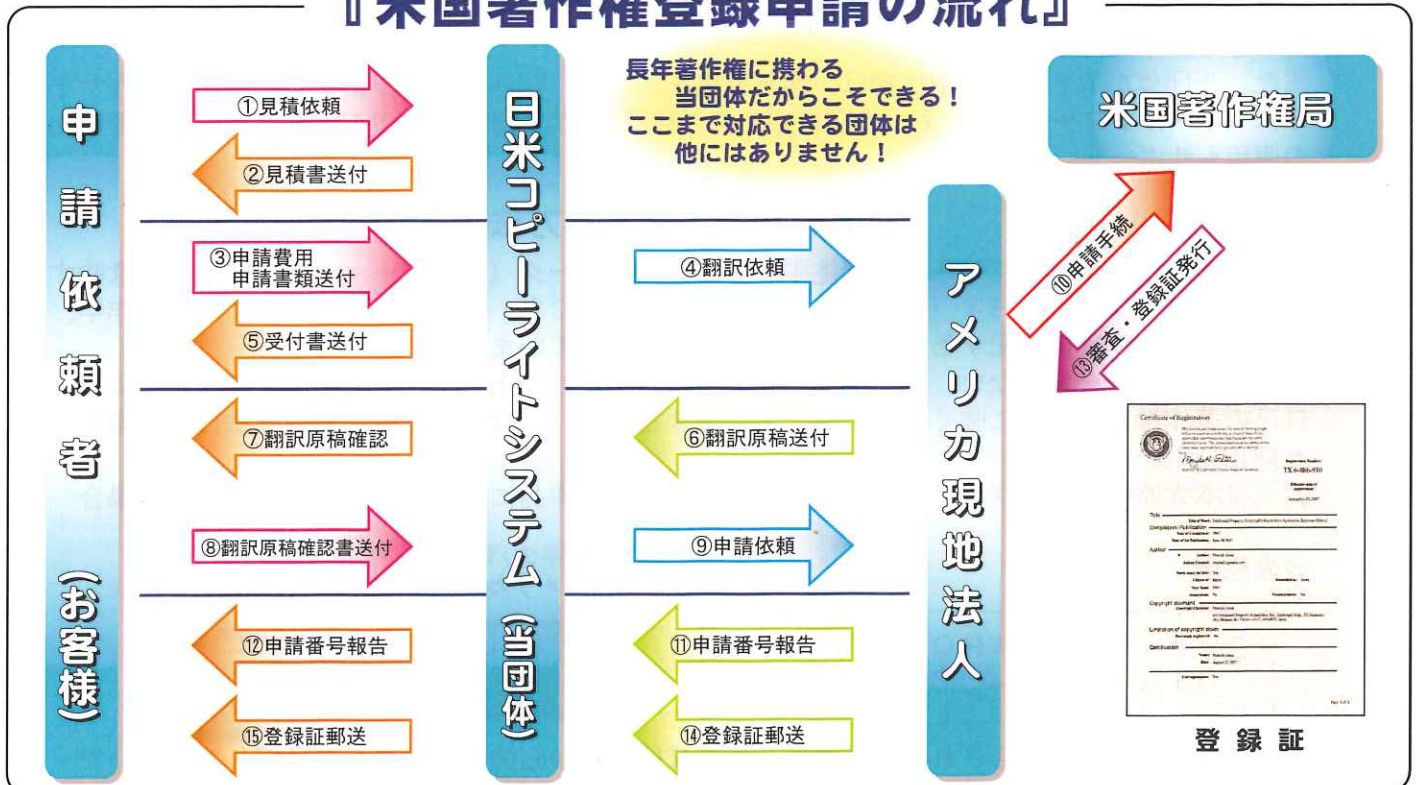
※権利取得を円滑にするため、日本語だけの申請また外部翻訳の持ち込みは受付けておりません。

（免責事項）

当団体の瑕疵によるサービス不履行の以外の返金はできませんので予めご了承ください。

（2023年10月時点、既登録件数310件の実績）

『米国著作権登録申請の流れ』



【日米コピーライト申請（日本）について】

米国著作権局への申請登録をされる前に、当団体の「日米コピーライト申請」もご利用ください。（当システムは米国著作権登録されています）

日米コピーライトシステム(事務局)

埼玉県さいたま市中央区下落合4-19-13-103

(〒338-0002) TEL/FAX 048-762-3860

営業日:火・水・金 10:00～15:00

メール:aono123@mist.ocn.ne.jp



2023.10.500